

（返還・免除）

人材紹介もしくは紹介予定派遣により紹介した人材が、採用後において採用者が自己の都合により退職した場合、または、正当な事由により採用先の就業規則等に基づき解雇された場合、別途定めがない限り、受領した紹介手数料を下記の通り、返還する制度を設けています。

	採用日から退職日までの期間	受領済紹介手数料の返還率
1	1 カ月以内	1 0 0 %
2	1 カ月超 2 カ月以内	8 0 %
3	2 カ月超 3 カ月以内	6 0 %
4	3 カ月超 4 カ月以内	2 0 %
5	4 カ月超	0 %

許可番号27ーユー020260
大阪市北区芝田1ー1ー4
阪急ターミナルビル 9階
株式会社阪急ジョブ・エール
職業紹介事業部